

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 30 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（案）」

2. コメント募集期間

平成 21 年 2 月 17 日～平成 21 年 3 月 10 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（平成 21 年 4 月 9 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	(社) 日本貿易会 経理委員会
CL02	(社) 日本経済団体連合会 経済第二本部
CL03	全国銀行協会
CL04	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
1) 全般	<p>電子債権記録法に基づき電子記録債権を活用する場合に、売掛金等の元の科目とは区分して電子債権を示す科目で表示し（但し、重要性が乏しい場合は受取手形に含めた表示が可能）保証記録を行っている場合は注記を行う、との本公開草案の方針に異存はない。</p> <p>電子記録債権に係る会計処理および表示に関する実務上の取扱いについて、公開草案の内容に賛同する。</p>	N/A
2) 財務諸表上の表示	<p>「[設例3] 固定資産又は有価証券の売買その他通常の営業取引以外の取引に基づいて電子記録債権を発生させた場合の会計処理」として、営業外電子記録債権・債務として表示することが記載されている。しかしながら、本文では通常の営業取引とそれ以外で区分しなければならない考え方についての説明がないため、補足説明頂きたい。</p> <p>営業外電子記録債権・債務勘定の流動・固定区分の判断について、特段言及が無いことから、科目表示のみならず財務諸表上の表示区分まで言及することをご検討願いたい。</p>	本文において、手形債権に準じて取り扱う原則を明示し、設例において具体的な表示方法を示した。
3) 重要性の基準	<p>脚注3にて「重要性が乏しいときには、「受取手形」（又は支払手形）に含めて表示することができる。」とあるが、重要性の具体的な基準（定量基準）を設けていただきたい。</p> <p>営業取引以外の取引に基づいて発生する電子記録債権・債務についても、重要性が乏しい場合には「受取手形」（又は支払手形）に含めて表示することができるようご配慮願いたい。</p>	<p>重要性については、個々の実情に照らした合理的な判断を行うこととなると考えられる。</p> <p>脚注8及び脚注9として、重要性が乏しいときには、「営業外受取手形」又は「その他の資産」（「営業外支払手形」又は「その他の負債」）に含めて表示することができる旨を追加した。</p>
4) 譲渡記録時の表示	譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に保証記録を行っている場合は財務諸表に注記を行うとの記載があるが、電子記録債権の譲渡によって、金融資産の消滅を認識することを前提としていると考えられる。しかし、金融資産の消滅を認識する部分について、明確に規定されていない	脚注4として「消滅の認識要件を満たしていることを前提としている」を追加した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ので、この点を明確に記載すべきものとする。もし、電子記録債権の譲渡によって、金融資産の消滅を認識することを前提としていないのであれば、「金融資産の消滅認識の可否を検討した上で、消滅を認識する場合には」という趣旨のワーディングを追加すべきである。</p> <p>譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に保証記録を行っている場合は財務諸表に注記を行うとの記載があるが、記載名称（「電子記録債権譲渡高」等）を明記して頂きたい。</p>	<p>受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に注記することと示している。</p>
5) 適用時期	<p>適用時期が公表日以後（即日）適用となっており、仮に本公開草案が3月までに正式公表となった場合、準備期間が十分とは言えない。十分な準備期間を経たのちに適用を開始すべきと考える。</p>	<p>4月に公表した。</p>